《令和5年分確定申告について》

1 令和5年11月1日(水)から国税相談専用ダイヤルがスタートしました!!

これまで、国税に関する一般的なご質問やご相談については、税務署の代表電話に電話いただき、音声ガイダンスの案内により「1」番を選択すると、電話相談センターへつながりましたが、令和5年11月からは、電話相談センターへ直接つながる全国統一の相談専用ダイヤル(0570-00-5901)を導入しましたので、是非ご利用ください。



2 自宅等からのマイナンバーカードを利用した「e-Tax」をご利用ください!



給与所得者等の方が行う「医療費控除」やふるさと納税の「寄附金控除」などの申告に当たっては、 簡単・便利なスマートフォンを利用した申告をお勧めしております。

確定申告書の作成に当たっては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に 従って入力すれば自動計算され、作成した申告書はスマートフォンを利用して簡単にe-Tax送信(提出) することができます。

なお、マイナンバーカードを利用して、マイナポータルにログインしていただくことで、医療費や ふるさと納税などの情報が自動入力されるため、より簡単に確定申告を行っていただくことが可能です。

3 インボイス制度について【個人事業者用】

免税事業者からインボイス発行事業者になられた方は、消費税の確定申告が必要です。

確定申告をするための3STEP

STEP① 取引関係資料を令和5年9月30日までと10月1日以降に区分 インボイス発行事業者の登録日(令和5年10月1日)以降の申告が必要となるため、 請求書や納品書、仕入明細書などの取引関係資料を区分する必要があります。

STEP② 税率ごと(8%と10%)に区分 売上げや仕入れ等の金額を、税率ごとに区分した帳簿等の保存が必要です。

STEP③ 確定申告書を作成

課税取引金額計算表を作成すると、申告書の作成がスムーズです。 令和5年分の消費税の申告・納付期限は、令和6年4月1日(月)です。 ※ 個人事業者の消費税の納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利です。

4 令和5年分の申告期限、納期限等について

税 目 等	申告及び納期限	口座振替日
申告所得税及び	令和6年3月15日(金)	確定分 令和6年4月23日(火)
復 興 特 別 所 得 税	77年3月13日(金)	延納分 令和6年5月31日(金)
個 人 事 業 者 の 消費税及び地方消費税	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)
贈与税	令和6年3月15日(金)	

- 国税は、申告した税額等に基づき納税者ご自身で納付の期限(納期限) までに納付していただく必要があります。
- 納付方法には、様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続きを行ってください。



こちらから

- ※ 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんのでご注意ください。
- 詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。 (https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm)
- スマホアプリ納付が利用可能です。6つのPay払い(○○ペイ)から納付手続きが行えます。事前手続き不要で、いつでも場所を選ばずできます。(留意点)



- ・ アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(○○ペイ)へのアカウント登録及び建真へのチャージが必要です。
- イ) へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
 ・ 原則として全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を張り付けて納付する場合等、ご利用できない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は30万円です。※利用するPay払い(○○ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- ・ 領収証書は発行されません。